

時 報

肉用牛改良増殖基地の設定

最近の食肉需要の増加に対処するためにはその供給面の確立が必要となってくる。

農林省では、肉用牛の改良増殖を積極的に行ない、効率的な運営を実施するために、肉用牛の改良増殖基地を作り育成事業に万全を期することとなった。

肉用牛育成事業の目的は、主要生産県で肉用牛改良基地を育成し、優良種雄牛の確保とその効率的利用を行ない、主要生産県以外の県で肉用牛増殖基地を育成して肉用牛の増殖を図ることとしている。

1、改良基地育成事業

1、地区の指定

改良基地の事業主体は県が行なうものとしており、肉用牛改良基地は、岡山県のほか全国で京都、兵庫、鳥取、島根、広島、山口の各県が指定されており、本県は3ヵ所（①苫田郡奥津町、上斎原村および鏡野町の一部、②真庭郡美甘村、新庄村、および湯原町の一部、③阿哲郡哲西町、哲多町の一部、神郷町の一部）が内定している。

この指定については県知事と畜産局長が協議して決定の運びとなるものであるが、その要件は次のようになっている。

- (1) 社団法人全国和牛登録協会の登録規定による登録雌牛がおおむね500頭程度飼養されていること。
- (2) 肉用牛の飼養管理技術がすぐれており、改良の熱意が高く、改良体制の整備されていること。
- (3) 長期的に安定して肉用牛の飼養が行なわれると認められる程度の自給飼料基盤を有しているか、またはその見込みが確実であること。
- (4) 自給飼料基盤の範囲はおおむね隣接の3市町村以内であること。

2、事業の実施

改良基地は、繁殖めす牛の飼養密度の高い一定の地域を指定することとし、その地域内に飼養されている優良種めす牛を1改良基地当たり350頭程度選定する。

選定された種めす牛は県和牛試験場等および鳥取種畜牧場にけい養されている種雄牛のうちから選定された種雄牛と交配させ、生産された産子は、原則として生後3ヵ月から6ヵ月以内に体型、資質および不良遺伝形質の出現の有無を調査して、優良種雄牛の選抜を行ない、効率的利用を図り、生産された優良種牛の普及利用をするものである。

従って、繁殖基礎めす牛の選定および体型、資質の調査を行なうために、県または関係畜産団体の職員で肉用牛に関する知識、経験を有するものの中から、選定調査委員を任命または委嘱することとなっている。

ちなみに、繁殖基礎めす牛の選定基準を例示すると次のとおりである。

繁殖基礎めす牛は全国和牛登録協会の登録規定に基づいた育種登録牛高等登録牛であることのほか、次の各号に掲げる条件をすべて備えていること。

- (1) その牛および父母、祖父母の産子に遺伝的不良形質の出現していないこと。
- (2) 父母、祖父母とも登録牛であること
- (3) 審査標準による体型審査の結果、76点以上であること。
- (4) その産子に将来登録牛となり得る見込みのものを1頭以上生産していること。

精液の供給

改良基地の育成事業を行なう県の、和牛試験場等は精液の供給計画に基づいて、改良基地からの要請があったときは、常に精液の供給ができるように凍結または液状の方法で貯蔵しておき、供給を行なう。

その他

このほか、選定対象基礎めす牛を飼養している農家、および繁殖基礎めす牛の産子を飼養している農家は、定められた期日および場所で対象牛の選定、体型、資質の調査を受け、また繁殖基礎めす牛が分娩した場合、流産、死産あるいは奇形であっても届出ることとなっている。

また、繁殖基礎めす牛が疾病その他の理由により、移動のあった場合も届出ることとなっている。

2、肉用牛増殖基地育成事業

前記の改良基地に指定されている県を除く道府県のうち、将来肉用牛の生産地帯として発展する諸条件を有しながら、技術的な立遅れ等によって繁殖慣行の低い地域のなかから、肉用牛の増殖推進の中心になると認められる地域を肉用牛増殖基地に指定して、市町村等が精液の供給めす牛の種付け等について県の指導を受け、分娩前後の肉用牛の管理および受託を行ない、肉用牛の増殖をしようとするものである。

事業の実施

増殖改良基地の事業主体は市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会または知事が適当と認める団体によって行なわれる。

この決定に当っては知事は畜産局長と協議し知事の指定を受けることとなっており、その要件は次のようなものである。

- (1) 成めす牛の繁殖慣行が低く、生産率が年によって高低があり、安定はしていないが、頭数は1,200頭程度飼養されており、その範囲がおおむね隣接3市町村以内であること。
- (2) 長期的に安定して肉用牛の飼養が行なわれると認められる程度の自給飼料基盤を有するか、またはその見込みが確実であること。
- (3) 肉用牛の改良増殖に対する意欲が強く、道府県の指導機関との強力体制が確立されていること。
- (4) 道府県の種畜場等からの精液の供給および指導等が容易であること。

家畜商

未供託届者は嚴重に取り締る

家畜商法は、36年11月1日法律第171号により改正され、37年1月25日から施行されたが、これは近年における畜産の著しい伸長に即応して家畜の取り引きの近代化を促進するため家畜取り引きの主たる担い手である家畜商について講習会、営業保証金の供託、家畜取り引きに関する帳簿の備え付け等の制度を設けることによって、家畜商の社会的経済的地位を向上させ、また家畜商の家畜取り引きの相手方保護を図ろうとするものである。

畜産の発展に伴ない家畜の流通量は増大傾向にあり、家畜商が今後において果すべき役割の重要性は非常に大きなものである。これに対処して経営の合理化と取り引きの公正化に努めるための改正である。

このような立法趣旨から営業保証金の供託制度は、家畜商と家畜取り引きの契約を締結した者が、取り引き上生じた債権について、その家畜商が供託所に供託してある営業保証金から優先的な弁済を受ける権利を保証することになっており、取り引きの相手方の家畜商に対する信頼を増大させることによって、取り引き両当事者の相互の信頼のうえにたつ、円滑な家畜の取り引きを促進しようとするものである。

ところが、免許証の交付は受けているか、営業保証金の供託を行なったのちの供託届を提出していない者は、県内業者の10パーセントにおよんでいる。

改正前の家畜商法による免許者は法律の施行日(昭和37年1月25日)から1年を経過するまでは、改正後の法による免許者とみなされ営業行為ができるが、この期限が経過すると法第10条の2の規定の適用により営業保証金を供託し、供託書の写を添えて供託届を県知事に提出しなければ家畜商としての営業ができないこととなっている。

従って、改正前の法による家畜商免許証は昭和38年1月24日で無効となるもので、それ以降に営業を行なうときは供託をし、供託届を知事あて提出することとなる。

手続きは、改正後の免許者とみなされた者は、1年を経過する日までに改正後の法第3条第1項の免許を受けたときは、その日から30日以内に営業保証

岡山畜産便り 1963.07

金を供託しなければならず、また1年を経過する期限までに改正後の法の規定による免許の申請をしたが、その期限(38年1月24日)までに免許の通知がなく、その後において免許を受けたときは、その日から30日以内に営業保証金を供託しなければならない。

また届出は、営業保証金を供託した日から2週間までに届出をする義務が生じる。

改正後の法律施行後に家畜免許証を受けた者は供託を行ない、知事に対して供託届を提出しないがぎり営業をすることはできないこととなっている。

これらの供託届けをしていない者は、法第7条の規定により、本人を呼び聴聞会を行ない、免許を取り消しし、または期間を定めてその事業の停止を命ずることとなっている。

県では、家畜の円滑な取り引きを行なうため、法に定める供託届を実施してない者に対し、警告をするとともに警察とも強力して厳重に取り締る方針を立てている。

BHC散布で好結果

ヘリコプターによる放牧場 ダニの駆除試験中間成績

農林省と農林水産航空協会の援助を受けて、県畜産課ではさる5月14日蒜山地区の放牧場で、ダニ駆除のための農薬の空中散布を38年度第1回目として行なったが、その中間成績がこのほどまとまった。

この空中散布は、放牧牛にピロプラズマ病を媒介する牧野の「ダニ」を防除する資料を得るための試験として、高松牧野(真庭八束村)については社団法人農林水産航空協会の委託試験事業として、三木ヶ原団地(同川上村)は単県事業として行なわれ、県の出先各機関や地元がこれに全面的に協力を行なった。

つぎに調査成績からとくに、粉剤の落下量と、散布前後のダニ発生の消長の状況についてみると以下のとおりであった。

1、試験実施までの経過

畜産の発展とともに家畜の多頭飼育が進められ、

一方農村労働力の不足による省力管理の方向から、家畜の放牧に対する依存が高まり、放牧衛生対策としてのダニ駆除が強く要望されてきている。

ダニによる被害は、ピロプラズマ病の媒介と吸血による栄養障害、特に子牛の発育障害をはじめ各種の病気の原因となっている。そこで放牧効果を向上させ、家畜の健康管理を計るために従前よりいろいろな防除が考えられ、牧野の火入れ、牛体に寄生したダニの防除が主体とされていたが、いずれも姑息手段に過ぎず、根本的な手段でなかった。そのため今年度ヘリコプターによる薬剤の散布試験が行なわれることになったものである。

2、調査の項目

牧野内の等高線に直角に谷を含めて、100メートルの「定点調査区」をとり、一線上に2メートル間隔に51カ所(0番から50番まで)の定点を設け、つぎの各種の調査を定点上で行なった。

①ヘリコプターの通過状況②気象観測(気温、湿度、天候、風速、風向)③粉剤落下量(定点上の黒色試験紙による)④殺ダニ効果⑤ダニの生息密度⑥牛体寄生ダニの調査

3、定点調査区

定点調査区は散布牧野をA区、30ヘクタール(三木ヶ原-3%r BHC区、10アール当り3キログラム散布)B区、10ヘクタール(高松-1%ナンコール区、散布量同上)C区40ヘクタール(高松-3%r BHC区、散布量同上)に分け調査を行なった。(ナンコール=低毒性有機燐剤)

4、粉剤落下量試験成績

粉剤落下試験紙(黒色)を51カ所の定点上に置いて、試験紙に落下した粉剤の量をH式粉剤落下量試験紙と比較して読み、指数によって判定を行なった。

(1から8までに分け指数の増加に従って落下量も多い)その結果、A、B、C区毎の平均落下量はA区6.06、B区5.31、C区3.40で、A、B、C区の順に多くなっている。これには地形が三木ヶ原のA区に比べ、B、C区の高松地区の方がかなり悪かったことにもよるとみられる。

岡山畜産便り 1963.07

5、定点調査区での「ダニ」の消長

三木ヶ原地区（県営乳牛育成場）での状況は現在（6月20日）乳牛63頭が放牧（5月23日入牧）されているが、現在までダニ採取成績は次表のとおり零匹である。

高松放牧場では、5月24日15頭が入牧され、6月12日現在約25頭が放牧中で、田植えの終了と同時に増加する予定である。別表の成績によれば、現在までのところBHC区でのダニ採取状況は零で、ナンコール区では日数の経過にしたがってかなりの増加がみられる。

6、ダニ殺虫試験の結果

これは薬剤の空中散布時に、定点にシャーレのふたを開けて置き、薬剤の入ったシャーレの中にダニを10匹あて入れ、ロックダウン（無力状態になる）の状態によって殺虫効果を判定する方法で試験を行

なったが、その結果は表2のとおりで、BHC区の方が優れた成績となっている。

これらの結果、現在までのところではナンコール区（1%）より、BHC区（3%r）の方が明らかに良い殺ダニ効果をあげており、1回の散布で牧野に生息中のダニをほぼ完全に近く殺虫する成績を上げている。

なお、高松牧野ではB区とC区間に区切りが設けられていないので、牛の移動につれて次第にダニの移動することも考えられている。

さらに県畜産課では今年度2回目を、7月16日に高松団地を、3回目を9月中旬に三木ヶ原、高松両団地に、同じく薬剤散布試験を行ない、ダニぼく滅を図る計画を進めている。

表1 定点調査区における「ダニ」発消長状況

調査月日	気 温 湿 度	区 分	C 区 (BHC)					B. 区 (ナンコール)				
			15	44	50	41	21	15	44	50	41	21
5.12		定点番号	15	44	50	41	21	15	44	50	41	21
		ダニ数	77	0	0	21	3	3	0	0	5	11
5.24	19.5°C	定点番号	33	48	36	38	26	33	48	36	38	26
	79.0%	ダニ数	0	0	0	0	0	11	0	6	3	45
6. 8	6.5°C	定点番号	30	29	3	32	20	30	29	3	32	20
	94.0%	ダニ数	0	0	0	0	0	2	11	13	4	6

表2 ダニ殺虫試験

調査区分 定点番号	コ ント ロー ル	A 区 (三木ヶ原 BHC)				C 区 (高松団地 BHC)					B 区 (高松団地 ナンコール)				
		15	30	42	50	3	15	30	42	49	3	15	30	42	49
1.0時間	0	5	1	8	10	6	10	4	10	7	0	0	1	0	0
1.5	0	10	10	10	10	10	—	10	—	10	0	1	1	0	0
2.0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	1	0	0
4.0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	1	0	0
8.0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	1	1	0
12.0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	2	1	2
25.0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	5	3	2
42.0	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2	5	3	4
66.0	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	3	7	5	5

(注) 数字はロックダウンした「ダニ」の数

岡山県養鶏協会設立さる

先月号において、県下各養鶏団体の代表者の方々によって、岡山県養鶏協会（仮称）設立の準備がなされていることを報告したが、去る6月6日午前10時から岡山県農業会館において、最終的な設立準備委員会が開かれ意見の一致をみたので、引き続き設立総会に移行し、県養鶏加工連長瀬会長を議長として総会議事に入り、定款制定、初年度事業計画、当初予算が議決され、次の11団体を会員として発足することとなった。

なお、この協会は社団法人として認可申請を準備中であるが選出された役員は次のとおりである。

会長 惣津律士（県畜産会長）

副会長 山上茂吉（県養鶏農協組合長）

〃 長瀬謹治（県経済連会長）

理事 出口県畜産課長

〃 小沢県養鶏試験場長

〃 水田県養鶏加工連専務

〃 入江県ふ卵協会長

〃 景山美作鶏卵出荷組合長

〃 内田西大寺養鶏協会長

〃 須江津山種鶏組合長

〃 丹下県移出鶏卵商業協同組合長

〃 池田牧場長

監事 采女笠岡市養鶏協会長

〃 赤木県種鶏改良研究会副会長

岡山県は採卵鶏飼育羽数、初生ひなの生産量など全国で2～3位という養鶏県であるが、県内養鶏現況をよく検討してみると、養鶏農家1戸当り飼育羽数は約30羽に過ぎず、また、一般種鶏家の施設は零細貧弱であり、更に、鶏卵、食鶏の大半が京阪神市場に移出されているがその市場信用度は必ずしもよろしくない。そこでこれらの諸問題についても今後は、ふ卵、種鶏、採卵、ブロイラー、販売流通関係試験研究機関の県下養鶏界の殆んど全てが強力な1本化した組織のなかで、統一した意見をもって県行政とタイアップして、岡山県養鶏の振興に進むことになったわけである。

岡山県養鶏協会の初年度における事業方針は、県下養鶏界の組織拡充強化に重点をおき、事業計画に

については、早急に、総務部、指導部、種鶏ふ卵部、食鶏部、鶏卵部等の専門部会を設け、各部それぞれ具体的な事業計画を樹立し実施することとなっているが、概ね次のようである。

- (1) 県の養鶏振興計画に従い計画推進に協力する。
- (2) 養鶏経営規模別に経営内容を調査する。
- (3) 養鶏技術者の研修、講習会を開催する。
- (4) 食鶏、鶏卵の消費拡大につとめる。
- (5) 食鶏、鶏卵の品質改善共励会を阪神市場において開催する。
- (6) 移出鶏卵の自主的検査を行ない、品質改善、規格取引を行なって市場信用をたかめる。